

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス			コード	7532
提出日	2026/9/4		異動（予定）日	2026/9/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	吉村 泰典	社外取締役	○												○		有
2	西谷 順平	社外取締役	○												○		有
3	加茂 正治	社外取締役	○									○					有
4	小野 貴樹	社外取締役	○							△							有
5	岸本 尚子	社外取締役	○												○		有
6	金指 潔	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		内閣官房参与や大学教授をはじめとする教育・医療分野の要職を歴任され、豊富な経験と高い見識を有しております。それらを活かし、客観的な立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行されたと判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
2		大学の経営学部教授として、会計や経済について高度の専門知識と幅広い経験を有しております。それらを活かし、客観的な立場から当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行されたと判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
3	監査等委員である社外取締役の加茂正治氏は、株式会社OFFICE KAMOの代表取締役であります。当社は同社との間で、新規事業計画研修及び若手幹部候補研修の講師等に関する業務委託契約を締結しております。研修の内容は、経営者あるいはリーダーとして必要な基礎知識や考え方、また新規事業の基礎知識や考え方、リスク管理等に関するものであります。次世代経営層の人財育成は常に企業において重要な課題であり、本研修はその課題解決の一助となる意義を持つものとして実施しております。同氏は、コンサルティング会社での勤務経験及び事業会社での経営幹部を歴任されたご経験もあることから、本テーマの研修講師として最適であると考えております。また、その業務委託費用は9百万円程度（当社連結売上高及び販管費の0.01％未満）と僅少であることから、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	コンサルティング会社や事業会社において要職を歴任され、企業経営に長年携わってきたことから経営企画等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行されたと判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
4	監査等委員である社外取締役の小野貴樹氏は、2024年8月31日付で株式会社三井住友銀行の顧問を退任しております。同行は当社の主要な借入先のひとつではありますが、退任から一定期間が経過していることに加え、同行との取引が当社の経営判断に直接的な影響を及ぼす状況にはありません。これらの点を踏まえ、同氏は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	金融機関において要職を歴任され、財務・金融分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督及び助言をいただくとともに、客観的な立場から当社の職務を適切に遂行されたと判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
5		弁護士資格を有しており、高度の専門知識と幅広い経験及びグローバルな取引を展開する企業での見識も有しております。これらの弁護士としての経験・専門的知見及びグローバルな視点を活かし、当社の法務・コンプライアンス体制の強化に向けた有益な助言をいただくとともに、客観的な立場から当社の職務を適切に遂行されたと判断して、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
6		上場会社において要職を歴任され、代表取締役社長及び取締役会長として企業経営に長年携わってきたことから、豊富な業務経験と経営全般に関する高い知見を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行されたと判断し、社外取締役候補者に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。

4. 補足説明

岸本尚子氏の戸籍上の氏名は河村尚子ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。